

京都府「宇治茶」新条例（仮称）の中間案

第1 目的

この条例は、宇治茶の伝統と文化の継承等を図るため、府民及び茶業者等の役割並びに府の責務を明らかにすることにより、宇治茶の普及の促進等及び茶業の振興を図り、もって茶業等の更なる発展並びに現在及び将来にわたる心豊かで健康的な府民生活の実現に寄与することを目的とします。

第2 府民の役割

- 1 府民は、自主性に基づき、日常生活において、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることを通じて、宇治茶や宇治茶の伝統と文化等に関する関心と理解を深めるよう努めるものとします。
- 2 府民は、府及び市町村並びに茶業者等が行う宇治茶の普及の促進等に関する取組に協力するよう努めるものとします。

第3 茶業者等の役割

- 1 宇治茶その他のお茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」といいます。）を行う者その他の関係者（以下「茶業者等」といいます。）は、宇治茶の普及の促進等に関する取組を自主的かつ積極的に進めるよう努めるものとします。
- 2 茶業者等は、1の取組の推進に当たっては、府及び市町村並びに他の茶業者等と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとします。

第4 府の責務

- 1 府は、宇治茶の普及の促進等及び茶業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有します。
- 2 府は、1の施策の推進に当たっては、当該施策を通じて、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることができる機会が、多様な場所や様々な場面において、府民、観光旅行者その他の者に広く提供されることにより、心豊かで健康的な生活習慣として京都のお茶が愛飲されることに資するものとなるよう配慮するものとします。
- 3 府は、1の施策の推進に当たっては、府民、茶業者等及び市町村と連携し、及び協働して取り組むよう努めるものとします。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。